

育教の兒幼

号六第 卷六十四第



會 協 園 稚 幼 本 日

保育者の新しいノート (8)

S. K. 生

(1)

○教育全面、その中に幼稚園も勿論、制度内容ともに新しくなつた。そのためわたし達も新しい教育者にならなければならぬ。それも、たゞ新しい教育を知る必要があるというだけでなく、制度として、わたし達の前からもつてゐる幼稚園保育免許状が、すべて假免許状となつた。勿論今まで幼稚園につとめてはいられるが、いすれは、新しい正規の幼稚園教員免許状を受けなければならぬ。その時の資格条件として、認定講習会を修了しておくことが役に立つということである。しかも、それは出席日數もきまつてゐる厳密のものだということである。

○と聞くと事むつかしい思いがするし、先輩の方々の中には、何十年目でまた勉強かとむつかしい顔をしていられるが、新しくなる途だと思えば、寧ろいゝ氣もちもし、元氣も出る。新しくなろうなろうとは心がけながら自分ひとりでは中々思うように出来ない。それを十日間の講習でして貰えるのだから、都合のことだ。とにかく、自分みずから新しくならないで、新しい教育をすることは不可能である。但し、十日の講習で、すつかり新しくなりきれる譯ではあるまい。これでいとぐちをつけて貰つて、あとは、たえ間なき自己教養によるべきものであろう。

(2)

○いつも人の顔さえみれば、新聞を読んでるか、讀んでるかと、いわれる園長が、こないだの新聞(七月五日)に出ていた經濟危機の「白書」をよく讀んだらうねと注意された。よくともいえませんが一應見ましたと答えたら、珍らしく、感心だといわれた。實のところ綿密には分らないところもあつたが、成るほどこれでは國もたいへんだったと思つた。國がたいへんなのだから、個人のくらしのたいへんなのは、あたりまえだ。おなかのすくのも、しかたのない話だと思つたが、やつぱり、おなかはすぐ。それにしてもあのいろいろの統計の中で、子どもの身長體重が一年分低下しているという數字は、ほんとうに、ぞつとするような気がした。そうして、わたしたちの、おなかのすいていることなんか、考えていられない氣がした。この位、國のために心配になることはない。

(3)

○わたしの机の上に、いつも花をおくのを、ぜいたくねえといった友達がある。でも、わたしの心は、これでどんなにうるおわされていることだろう。大きな立派なのでなくともいい。こないだ、裏のくさむらに咲いていた露草をとつてきて、あの濃い藍色に、しみじみと、ふかぶかと、うつとりと見入つたことであった。どんな時でも、自然はうれしい。

第十四卷 六幼兒の教育 第六號

次

目

休養	倉橋惣三	(2)
教育に於ける自由と指導	吉田昇	(4)
談話の偏重に就て	内山惣一	(9)
學校教育法施行規則幼稚園の部解説	笠原謙二郎	(12)
母と語る(五)	倉橋惣三	(19)
幼稚園教員認定講習會に就いて	編集部	(20)
保育者の新しいノート(8)	S·K·生	
講座		
學校教育法における幼稚園(11)	倉橋惣三	(21)
三 學校教育法における幼稚園の目的(下)		
四 學校教育法における保育の目標(1)		

休

養

倉 橋 惣 三

疲労は、幼児保育者にとって何よりの禁物である。しかも、そと目には氣らくそうに見える保育が、身をも心をも疲勞させることは甚しい。あの元氣な幼児たちと、馳けまわつては、いつしよに遊んでいることは、若い人々にとっても容易のことではない。更に、あの寸時も心を離されない幼児たちの動きに、一々氣をくばつていることは、老練の人々としても油斷をゆるされない。それに、ベルが鳴つて休憩時間が来て、職員室で小憩出来る學校の先生とちがつて、つづけ／＼て、ひつきりなしである。お辦當の時間だつて、子ども達といつしよで、よく囁んでゐるひまさえない。その上幼児が歸つてからも、その日の整理、あすの準備、それがもとより毎日の連續である。疲れたとさえ思つてゐる暇のない程に疲れが積る。

それなのに、疲労ほど、保育の仕事を妨げるものはない。第一、子どもの活潑な活動に伴つてゆけない。保育技巧で何とか相手をしているとしても、その鈍さは、どの位、子ども達に不満足な思いをさせてゐるか分らない。のろ臭い足どりや、うつろな目つきや、響いて來ない返事や、すべてに彈力

がない。彈力のない先生は、彈力のないゴムまりと同じに、子ども達を喜ばせることはできない。幼児の活動に伴えないので、彼等の生活の中に、保育の活きた機會が見つけ出されることは、ない。あとからさえ、氣がつかないかも知れない。

幼児にけがをさせるのも、先生の疲れている日である。それは、電車や汽車の故障が、運転手の疲れている日に起りがちなのと同じである。疲労は生活々動の反応をおそくする。あつと思つてゐる間に、汽車はてんぶくし、子どもはけがをして仕舞う。あつとも思わない時さえあらう。

わたしは、幼稚園の先生方に、夜の睡眠を充分して貰うよう、いつもすゝめる。子ども達に取り巻まれて居ねむりをする人は、まさかあるまいが、ゆうべの寝不足は、翌日を半もうろうとさせる。もうろうとして、幼児の想像の世界にふら／＼するのは、まだいい。睡眠不足から氣分がいら／＼して、お小言が多くなつたりしたら、子どもは迷惑千萬である。あの先生は、どうしてあんなに、不機嫌だつたり、氣みじかだつたりするのか知ら、何か人生問題に煩もんしている

れるのかと、同僚までハラ／＼していると、それは、ゆうべの夜ふかしに、しかもくだらない宵つまりの結果に過ぎなかつたりする。煩もんさせられるのは、氣の毒な幼児たちである。

適度な睡眠は、一番手軽で、そして最も健康た休養法である。が、若い人々は、そんな消極的休養だけでは済むまい。そこに、積極的休養法としてのいろ／＼の娛樂もある。それは、その人の好みと便宜と可能とに任せらる。たゞ怠つてならぬことは、忙しければ忙しいほど、又、職務を大切と思えば思う程、休養を必須なる課目(?)として、規則正しく生活のプログラムの中へ組み込んでおくことである。つまり、休養に對する積極性と計畫性を忘れぬことである。積極的なならば、ぐす／＼ 娯樂にもなるまいし、計畫的ならば、だらしない娯樂にもなるまい。休養は、いうまでもなく働くための休養である。娯樂のための娯樂は、休養の部にはいらない。

レクリエーションといふ言葉は、言葉である。この頃大はやりで、時には、隨分濫用の感を起させることもあり、殊に、敗戦國の再建生活につりあいのとれないような氣のすることもあるが、しかし、レクリエーションといふ言葉は、ほんとうにいゝ言葉である。働けば力は消もうする。それをとりかえすのが、レ(再)クリエーション(創造)である。聞いただけでも、生きかえるような氣もちのする言葉である。むつかしくいへば、生命の合理的要求であり、又、生活の合

理的必須である筋肉労働にその必要はしまでない。事務勤勞にその必要はいゝまでもない。そうして、その當然の考慮が、現代的生活の合理性の一つとして、注意深く行われてゐる。が、我田引水ではないが、教育、すなわち、育つ生命を相手とする生命そのものの仕事のためには、一層多く、その必要があり、考慮が拂われるべきことである。わたしたちは、日々に生命で仕事をする。生命を以て生命を育てつゞけている者である。その生命が消もうしたら、相手の生命を育てることがどうして出來よう。自分のために必要な生命だけでなく、わかつ興えなければならぬ生命である。惜みなくわから興えると共に、否、思いきつてわかつ興えるとの出来るために、たえず、活き／＼した生命を、レクリエートしなければならない。

勿論、人間の貴い生命は、休養などいう方法よりもっと貴い生命的本源的力づけによつて、精神的にレクリエートされるものであろう。しかし、わたしは今、そうした高いこと深いこと重いことを敢ていわない。もつと低く浅く軽いところで、友よ、よく眠り給え、よく休み給え、計畫的に楽しみ給えといふ。それだけのことがなか／＼むつかしい我國の女性の友だちに、そうした機會を得られ次第、否々、そした機會を貰くつくり出して、「よき休養を忘れ給うな」という。それは君が自分でレクリエートして呉れなければ、思ひきりいつしよに働けないからである。——必ずしも悪友の言葉ではあるまい。

教育における自由と指導

東京女子高等師範學校教授 吉 田 群

田 群

戦時中の強制から解放され、教育はその本來の姿をとりもどすようになつて來た。自由な雰囲気が、教育に活氣を與えているのである。しかし、それとともに極端な自由の弊害もいろいろと話題に上つてゐる。われわれは教育を振興するための正しい自由さを、今こそ確立すると共に、そのあたり方を吟味しなくてはならない。この問題について一つの示唆を與えるものは、幼児の教育である。幼児の教育はこれまで自由とすることが屢々主張され、その考え方方が教育の基調となつてゐるからである。誰でも幼児に接するものは、その能力を思うまゝに發揮させ、のびのびと育てゝやうと願うのである。この分野では指導ということよりも、自由な活動の方が何よりも必要だと見做されるからである。フレーベルにしても、モンテソリーにしても、幼児の教育に關心をもつたものは、この點を強く指摘して、新しい教育の原理をうちたてた。教育における自由ということは、他のすべての分野で先立つて、幼児教育の領域では動かすことの出來ない原理となつたのである。このために、戦時中ですら、幼児教育に強

制的な指導の原理が導入されて來たのは最も遅く、且つ最も輕微だつた。暖き愛につゝまれた自由の雰囲気は、それほどえてゐるのである。しかし、それとともに、その生命ともいふべきものとなつてゐるのである。それ故、この分野においていかなる指導が缺くべからざるものであるかを知ることは、他の段階での問題に連闊する大切な事柄であると思われる。

○

この問題を吟味するためには、先づ自由なる雰囲気に於ける幼児が現實にいかなる指導を受けているかということが明らかにされなくてはならない。完全に自由を與えることを標榜する學園として代表的なものは、モンテソリーの「兒童の家」であろう。こゝでは、一切の指導はさし控えられ、兒童の自由は徹底的に認められる。教師は進んで教えようとしてはいけない。兒童の興味を伸ばし、その間に答えるだけである。だが、それではこの樂園は兒童を指導することはしないのであろうか、否、その反対である。モンテソリー自身、或

る學校の受持ちの教師が全く兒童を放任して、秩序が亂雑になつたらしいので、彼女自身が、これに代つてよい模範を與えたことが書かれている。また、この學園を視察した人々も、直接的な指導こそ見られないが、間接的な指導のためには、十分に手がつくされていることを記している。例えば、生徒が静肅を保つことにして、音を立てないで歩く遊戯が示唆され、生徒は教師でないにしても、多くの仲間から静かにするように要求されるというのである。即ち、完全なる自由といつても、生徒の各人の欲する活動は、必ずしも純粹に生物學的な要求のみによつているわけではなく、その興味の方向を決定するものは、或る場合には教師の示唆であり、更に生徒同志の模倣によることが多いのである。

このような、間接的な指導が行われていることは、單に不可避な混入としてのみ認めるわけにはゆかない。このような指導は、かえつて幼児の教育に必要なものだからである。若しも、幼児に何等の指導も行われないとするならば、幼児の自然な成長といふものも決して望むことはできないからである。幼児が言葉を覺えるにしても、自然に模倣するだけではなく、この模倣を或る場合に賞讃し、他の場合に非難する人がいるからこそ、幼児は正しく言葉を使用するようになるのである。若しも幼児が全く放任され、正しい言葉の使い方も多くの年月を試行錯誤によつてやつと獲得するようであれば、到底正常なのかなとした發達は望めないのである。まして、道徳的な觀念とか理想とかいう兒童に理解できないようなこ

とは、指導なくして到達されないところである。しかし、このような指導を受けたものの方が、圓満な發達をとげることは、一般的家庭に育つたものと、戰争による浮浪兒とを比べて見れば、明瞭であろう。浮浪兒は一切、自分の價值判断のみによつて行動するため、食生活にのみ強い關心をもつて居り他の事柄に無關心となり、その價值觀が偏狭となるため、正常の發達をとげるために非常な困難に遭遇するのである。かくて、自由な雰囲氣につゝまれた幼児教育の分野において、最も自由を主張する學園すらも、指導の要素を多分に含んでいることを知らなければならない。

○

教育における完全な自由が標語として掲げられ、一切の指導を排除しようとするモンテソリーの學園すら指導を行つてゐるとするならば、一切の指導が排除さるべきなのではなき、教育的に誤った指導のみが排除さるべきであると考へなくてはならない。しかば、悪い指導とは一體何であろうか。モンテソリーの思想の中に現れる間接指導の思想を推しつめて言えば、次のように要約されるかも知れない。被教育者の求めるもの、つまり、被教育者の意欲とか興味とかに基いていた手段方法について指導が爲されてもよいが、その意欲とか興味とか思想には指導が行われてはならないと。この考え方は、一應兒童の人間としての權利をも尊重し、その指導をも可能にする様に思われる。教育において兒童の興味

とか動機を立てるだけ尊重するといふ近代教育學の精神をも満足させるものといえよう。しかし、被教育者の動機と方法とを指導すべきものと指導すべからざるものに峻別することは果して妥當なことであろうか。

(○)

教育の現實を捉えてみるならば、各人の實際にもつてゐる、動機、興味、態度をそのまま手を觸れるべからざる神聖な殿堂と見做すことは、かえつて教育の正しい理解から遠ざかることになりはしないであろうか。動機とか興味とかは、決して先天的傾向のみに基くものなく、環境の影響を大いに含んでいるからである。人間は、或る行動を行つて、満足な結果を得ると、その事柄に十のベクトルを感じるようになり興味を示す様になる。そして、このことが繰返されると、急激に變化しない一定の態度を形成することとなる。このように満足な結果を與えるものは、或る場合には、その人自身に原因をもつてゐる。食欲とか健康感とかを含む感覺的な満足はこの種類に屬する。より高い程度のこと柄については論理的な整合とか、道徳的な正しさを得るといふような、情操的満足が、その標準となる。しかし、多くの場合、この他の人々の判断を基礎とする賞讃と非難が入つてくる。即ち、満足な結果といふ場合には、他の人々の賞讃を得ると、することが、重要となつてくる。既に例としてあげた、幼児はじめで言葉を覚える場合でも、その發音に對して、大人の

賞讃があることが、必要不可缺の條件となつて來る。道徳的な行爲や美的な評價についても同様のことがいわれる。他の人々の賞讃と非難が言葉で現わされなくとも、どれほど強力なものであるかは、チーリングがドイツの初等學院で試みた實験によつて明らかである。この實験とは、體操のとき右手を擧げるべきときに指導的な位置にある幾人かの生徒に豫め内緒で、申渡して左手を擧げさせた。そして、間違つた生徒を、皆に指摘させたところ指摘されたものは正しく右手を擧げた子供達だつたということである。この場合は、生徒各自の自分自身で行う判断よりも、集團の評價の方が結果の満足不満足に遙かに強い影響を與えていることが知られるのである。同様に繪畫の批評について、専門家の意見が、全體の人々に強く影響するといふ事實も實驗によつて知られている。この様な事柄から、各人の持つてゐる興味や態度が必ずしも、自分自身のものでないといふことも言えるのである。このような反省からモンテリュのようになり、自分の判断以外は、一切頼らないようにしてしようとする態度も生れて来る。モンテリュは次のように述べである。

「他人のために暮すのはもう澤山。……何故、我等は、そういう自然及び理性の撻に逆って迄、自己の満足を他人の權力下に繋ぐのか。……わしは、自然的要請は如何なる限界までゆくものかを考えて見る。そして、我が門口に立つ哀れな乞食がわしよりも愉快そうで健康なの眺めて、自分を彼の立場に置き、彼のよき心持にならうと試みる。」

モンティーがすゝめるものは、健康と節度ある快樂と理性の満足である。このやうな態度をとれば、各人は他の人々の評判によつて左右されず、心裕かな生活ができるといふのである。實際、評判の影響を受け入れることが、いかに多くの弊害をつくり出しているかは、ルソーの「不平等起原論」によつても鮮やかに描き出されている。彼によれば、權勢と評判が、人類の極度なる不平等と不幸とをつくり出したといふのである。

しかし、このように悟ることは、哲人の姿である。ひとびとが、このような状態に到達することは、一つの理想である。だが、すべての人間が最初から、自分の感覺的な満足と理性的な満足しか求めなかつたとしたならば、果して文明の進歩はあり得るであろうか。ひとが己の満足を捨て、他の人々のために盡そとする氣持がなくなれば、社會も文化も崩壊するに違ひない。勿論、このような氣持が、他の人々の意見によつてではなく、自分自身の理性によつて行われることが望ましいことは當然である。だが、善行は自然に人の心に生じて來るものであろうか。むしろ、行うことによつて學ぶという教育學の原則で示すように、初めは、他の人々の意見によつてでも、實際行なわれてはじめて、身についたものとなつてゆくのではあるまいか。言葉も、ひとに束縛するためではなく、われわれの思想を述べるために存在すべきなのであるが、これを學ぶときには、ひとの賞讃と非難によつてこれを學び、それを使用することによつて束縛を離れてゆく

より仕方はないのである。「汝自らを知れ」という言葉は、多くの事柄について一定の態度がとられるようになつた後に、これを自分自身の最も満足する事柄を中心として、統一し再組織する青年期に與えらるべき指標なのである。

○

このように考へて來ると、意欲には自由を、問題の解決には指導をという原則も、幼兒期の教育に確立することは困難となつて来る。われわれは、よい指導と悪い指導の判別を知るためにモンテソリーの理論よりも寧ろ實際の方法から學ばなければならぬ。モンテソリーが、明らかに避けているものは、直接的な指導である。間接的な指導といふのは、兒童が指導されてゐるということを感じない指導である。その指導が兒童の興味自體を變革するものであるかどうかは問うところではない。沈黙への關心は兒童には豫め存在しなかつたかも知れない。しかし、兒童が指導されてゐるということを感じないうちに、これに興味をもつならば、この指導は爲されてもよいのである。このような指導の仕方は、兒童の意欲を弱めることがないという點に最も大きな特色をもつてゐる。この指導によれば、兒童が劣等感に陥つたり、學園を嫌いになつたりする懼れはない。このようにして、初めて兒童がのびくと自信をもつて事を處理する民主的な人間も、このような教育から生れて來るのである。モンテソリーの方

が有效であると認められたのも、このような長所をもつていたからである。しかし、モンテッソリーの方法が、この様な點にその長所をもつていているとするならば、教育の方法を間接指導にのみ限ることは果して正しいことであろうか。直接に大人が児童を指導するときでも、大人と子供の間が強い愛情でつながれているときには、子供は何等指導されることを感じないで、その評價に従うことがある。家庭における價值の評價が知らず識らずの間に、児童に浸み込んでゆくのは、このような経路によるのである。このような直接指導は児童の意欲を弱めることもないし、劣等感も起しはしない。

そして、児童に理解出来ない事柄については、或る程度このような大人の指導は必要なのである。若しこの指導が大人から與えられるから、児童の自主性を害するといふのであれば、モンテッソリーの行う間接指導のなかにも、児童の相互の間に強い影響があり、純粹な自主性といふ點から言えば、一層問題である點を含んでいふことを挙げればよい。こゝにおいて、問題は、直接間接といつた形式的な差別が善惡を決定するのでないことが知られるであろう。要するに、児童の意欲を弱めないよう、のびくと成長せしめることが肝要なのであつて、何がこれを妨げているかといふことは、個々の具體的事例について研究されるべきなのであつて、これを形式的に判定する標準は、かえつて幾多の行き過ぎをつくり易いのである。民主主義的といふことについても、青年期に至るまでの全教育道程を経て、十分に自分自身の判断に立つ

て行動できる人間がつくられ、その内容が人間性に立脚したものであればよいのであつて、すべての段階をおしなべて、一つの形式で判断することは正しい見方ではないと考えられる。われわれはモンテッソリーの教育界に與えた大きな刺戟と卓見に感謝すると共に、これが教育における自由と指導の正しい理解に導かれるよう望むものである。

○幼稚園教員認定講習会

東京女子高等師範学校

期日 第一期七月二十一日から五日間

第二期十月八日から五日間

会場 東京女子高等師範学校

課目（第一期）

新教育法及び教育基本法（四時間）

文部省調査局審議課長 西村 嶽

學校教育法及び同法施行規則（六時間）

文部省學校教育局初等教育課長 坂元彦太郎

新教育法原理（五時間）

東京女子高等師範學校教授 倉橋惣三

教育心理學（第一期八時間）

東京帝國大學助教授醫學博士 濑川功

衛生養護（三時間）

東京女子高等師範學校教授 戸倉ハル

幼兒遊戲指導（九時間）

東京女子高等師範學校教授 戸倉ハル

なお第二期課目は、教育心理學、保育要領、實地研究、參觀、協議等が計画されている。

談話の偏重について

東京保育學校長 内山憲尙

一

新らしい米國の雑誌に「漫畫は心理學的に見て兒童の學習上適當なものでない」と云う教育心理學者の發表があつた。

繪畫に對しては専門でないからはたして兒童に害になるかどうかと云うことは論ずる資格はないが、これの理由は、あまりにも漫畫が刺戟が強すぎるから、落ちついた子供の同學心をなくすると云うことである。

私は今日の紙芝居について同じ様なことが言えるのではないかと考えるのである。

このことについては以前から少しは考えていたのである

が、最近多くの幼稚園託児所保育園を廻つて見てこの感を深くした。

幼兒の場合、あまり紙芝居ばかりを與えると云うことによつて、童話や、朗讀や話し合いを靜かにする態度は減少して來るのでないかと思われる現象を示している。

幼兒たちは視覺に訴える紙芝居に對して興味を持つて「先生、紙芝居をしてよう」と紙芝居を要求する。

保姆さんは、読んでやりさえすれば事足りる紙芝居の方が手數がかゝらず、すぐ出來るので、幼兒が要求するがまゝに紙芝居を與える、かくして談話と云々ば紙芝居のみが與えられる傾向になつて來る、その結果、幼兒たちは、刺戟の強い紙芝居によつて馴らされて、靜かな童話や朗讀とは、あまりに刺戟がなさすぎるので、「面白くない」と云う聲になつて現われることとなるのである。

紙芝居は保育に害になると云うのではない、たゞあまりにも紙芝居のみが與えられて、紙芝居中毒を起してゐる狀態にあることから救わねばならないと考えるのである。例えば酒の好きな人が、度をすゞして永年のみ續けたためにアルコール中毒となつて、アルコール氣がある間は元氣だが、アルコールが切れるると不氣嫌になるのと同じである。酒も少量で

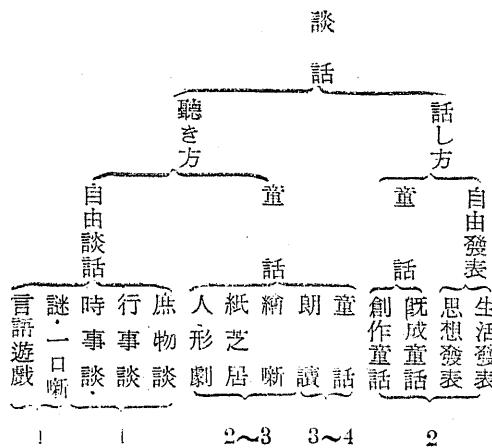
二

あれば血の廻りをよくして藥となるが、中毒になつて仕舞つては身の毒である。

三

元來談話が童話のみに偏重していることについて三十年來聲を高くして叫んで來たのであるが、最近は紙芝居偏重の傾向である。

談話は次の様に分類しているが、今その分量について示して見れば、



即ち幼兒の話しが談話の十分の二、童話、朗讀が十分の三

か四、繪嘶紙芝居、人形劇が十分の一か十分の三、保姆さんが中心となつての自由談話が十分の二位の量である。勿論、回數ではなく時間の割合であるから、謎や一口嘶、言語遊戯は五六分六分位づゝであるから回數から言えは多くなるかも知れない。

四

今度の新しい教育法の第七章幼稚園の第七十八條第四項にも

言語の使い方を正しく導き童話繪本に對する興味を養うこと

と明記してある。アメリカあたりの幼稚園を參觀すると保姆さんが椅子にかけてその周圍に子供たちが集つて話を靜かに聞いてゐるなごやかな風景をよく見受けるが日本の保姆さんたちはどうも話しかすると云うことをなんだか大變に保育と離れたもの様に考へてゐる様である。そんな考を持つていいまでも、人の前で話しかると云うことを恥かしがる傾向がある。

これは今日までの日本の家庭での教育や學校の教育が人の前に出て、素直に意志發表をすることの練習をしていないことに基因しているのであるが、この悪い教育は一日も早・是正して、自然に、純真に明朗に人の前で話の出來る習慣をつける必要があると同時に、幼兒に對して「話し方」を通じてこの習慣をつけてやらなければならぬ。

五

童話は決して難かしいものでもなければ特別な技巧を要するものでもない、ありのまゝの生活——日常の話をそのままに延長したものである。

先日ある幼稚園へ行つたが、童話をすると云うのでテーブルが出ていた、テーブルにはテーブル掛けが掛けてあり花まで置いてある。更におどろいたことには話を始めると、小使

の小母さんがお盆に水差しとコップを置いてテーブルの上へ持つて來るのである。童話と政治演説と間違えているのではなかろうかと思つた。今日まだ童話に對してこんな認識不足なことを見せられるのである。

童話は生活なり

決して特別な、他から講義をたのんで來てやらねばならないものではない。

安易で顔をかくしてやる紙芝居のみを與えて、徒らに強い刺戟のみを児童に押しつけてはならない。

六

この間荻達のある幼稚園の母の會へ行つた時、お母さんから

「先生、私の家の子供は幼稚園へ上の様になりましたから、幼稚園紙芝居を見せていただきましてそれからと云うものは街頭の紙芝居に興味を感じまして、拍子木の音を聞くと飛び

出して行つてこまつていますがどうしたものでしよう」

との質問を受けたが、これなども、幼兒教育者として、園

長保母の一應自省して見る可きことであると思う。

幼兒が街頭紙芝居に興味を持つ様になつたら、こまつたものである。あの刺戟の強い色彩、度の強い説明から與えられるものは、柔らかで潤いのある我々の理想の保育からは可成りかけ離れたものである。

七

要するに紙芝居をやつてはいけないと云うのではない、その分量を減らして與えると共に、幼兒の生活面を生かしてあらゆる機會に話ををしてやること、静かな美しい童話を聞かせてやると云ふことを忘れてはならない。

○

『お自慢の南瓜、大きくなつて』

『太郎ちゃんの頭位』

『へえ』

『花子ちゃん、頭位のも』

『そおう、なんでも幼兒が標準ね』
『でも、わたしには、そう見えるんだ、すもの』

『いくつ出来て』

『組の子の数とおんなど』

『まあ、ほんとうに！？』

學校教育法施行規則幼稚園の部解説（一）

文部事務官 笠原謙二郎

はしがき

「幼兒教育」の依頼に應じ本年五月廿三日文部省令第十一號を以て公布された學校教育施行規則中第七章、幼稚園の諸條文を逐條的に解説して、幼稚園、保育所、託児所等の關係者の参考に供したいと思う。之がためには此の省令の基礎づけをなす教育基本法（昭和廿二年三月廿一日法律第二十五號同日公布）及び學校教育法（昭和廿二年三月二十五日法律第二十六號三月三十一日公布）や前記施行規則の第一章、則及び附則中の關係諸條文にも時折ふれることも亦、讀者の理解を深める上に役立つと思われる所以、豫め御断りしておく。

前提として從來の學校制度が根本的に改正されて新しい學校教育法が生れなければならなかつた理由を二三述べて見るに於ける。日本の現状を省みると敗戦の原因は多々あるが、吾々教育者が其の大部分の責任を負うべきであるといつても過言でないと思う。では、吾々は直接關係に自分達が勝いた此の敗戦といふ歴史的現實の責任を何で償わなければ

ならないか。それは當然民主教育といふ立派な枠に充實した裏付をなすこと意外ならぬのである。斯く考えるとき、大學より幼稚園に至る全教職員は一日も安閑としては居られない。眞の民主教育といふものは生々さしい努力で達成し得るものでないことを充分理解して日々の職場に精進しなければならない。

之迄の學校關係法令は、殆んど例外なく、各學校體系毎にそれ／＼單行の勅令（例えは大學のために大學令、幼稚園のために幼稚園令、同施行規則等々）というものが作られて來た。當然の結果として、學校體系は頗る複雜となつた。茲に一寸注意を引いておきたいことは、文部省關係の法令で議會の協賛を得た法律といふものは、經營關係の教育費負擔法とか、宗教團體法とか極少數のものである。之が中央集權的畫一教育となり、或者に利用され勝の手段となる教育、これは必ずしも軍閥につけこまれたばかりでなく、學校卒業證書は就職の鍵となり、如何なる人格と能力を有つ者であるかをいふ前に、先ず何處出身であるかによつて其の人の

前途の大部分を決定していた様な教育即ち軍閥教育、學閥教育となつた所以である。教育機會の不平等、激烈な試験等々、何んと非民主的官僚獨占的教育を吾々は無意識に受けた來たことか。この様にゆがめられた教育雰圍氣の中に育つて來た八千萬の日本人に於て、民主憲法を身につけて生きて行こうといふことは全く容易な業ではない。眞にローマは一日にしてならぬを痛感する。然し教育者はこゝで匙を投げ出してよいであろうか。否次代の青少年をして其の生き方を誤らせるのは、幼兒教育者であらねばならない。既に何割か古い教育の種を植付けられてしまつた生徒兒童(青壯年は勿論)の

矯正は、これ又並々ならぬ努力を要する。新教育の五ヶ年計畫、續いて其の恆久計畫の樹立の音頭は、幼稚園、保育所の關係者で取ろうではないか。——大部脱線したが、要するに國民が作つた新しい學校教育法によつて、當然教育は男女平等、凡ゆる階級に對して均等な、能力に應じた人間を作る教育を目指すと共に、學校體系は大變單純になつたのである。然し、吾々教育者は決して此の制度を以て完全なものとして満足してはならない。教育が悪い意味で軍閥に代つた政黨に利用されないよう、幼稚園から少くとも高等學校まで無償(之は授業料だけでなく凡ての教育費保育費も含めて)の教育を公費で行える地方分權的教育世界を目指とするのが、憲法の理想であるといふ斷定は間違ひであらうか。

學校教育法施行規則抄

第一章 總則

第二節 設置廢止

第一條 學校には、別に定める設置基準に従

い、その學校の目的を實現するため必要
な校地、校舎、校具、體操場、圖書館又は
圖書室その他の設備を、設けなければなら
ない。

學校の位置は、教育上適切な環境に、これ
を定めなければならぬ。

第二條 學校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、體操場、寄宿舎等の圖面を添え、監督廳に申請しなければならない。

第三條 前條の學期中には少くとも、左の事項を記載しなければならない。

第一項 第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第二項 第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第三項 前條の學期中には少くとも、左の事項を記載しなければならない。

一、修業年限、學年、學期及び授業を行わ
ない日(以下本業日と稱する)に關する事項

二、部科の組織に關する事項

三、教科課程及び授業日時數に關する事項

四、試験及び課程修了の認定に關する事項

六、學校開設の時期

前項第一號から第三號までの變更は、監督

校の位置は、教育上適切な環境に、これ
を定めなければならぬ。

五、敷容定員及び職員組織に關する事項

六、入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項

七、授業料、入學料その他の費用徵收に關する事項

八、賞罰に關する事項

九、寄宿舎に關する事項

第十條 校地を増減し、又は校舎、體操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、

その設置者において、その圖面を添え、監督廳に届け出なければならない。

第五條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項

第一號から第五號までの事項及び變更の年月日を具し、監督廳の認可を受けなければ

ならない。

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處

置方法を具し、監督廳の認可を受けなければ

ならない。

第七條 學校教育法によつて設置する義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を

變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許狀及び資格

第八條 校長（學長を除く）は、校長免許狀

を有する者でなければならない。監督廳に届け出るに當つては、その履歷書を添え

教諭は、教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

助教諭は、助教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

ればならない。

第九條 養護教諭は、養護教諭の免許狀を有する者でなければならない。

第十條 校長免許狀及び教員免許狀の種類、

檢定、授與、取上げその他に關する事項は

別にこれを定める。

第十一條 學長、教授、助教授及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第十三條 衛生懲戒その他の

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處

置方法を具し、監督廳の認可を受けなければ

ならない。

第七條 學校教育法によつて設置する義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を

變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第五、敷容定員及び職員組織に關する事項

六、入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項

七、授業料、入學料その他の費用徵收に關する事項

八、賞罰に關する事項

三 正當の理由がなくて出席常でない者
四 学籍簿、出席簿及び身體検査に關する表簿は、概ね次の通りとする。
一 學校に關係ある法令
二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫視察簿及び學校日誌
三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並に擔任教科及び時間表

四 學籍簿、出席簿及び身體検査に關する表簿

五 入學考查及び成績考查に關する表簿

六 資產原簿、出納簿及び經費の豫算決算簿

についての帳簿並びに圖書、機械器具、標本、模型等の教具の目錄

七 往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その

及び教員がこれを行ふ。但し退學は、左の各號の一に該當する場合に限る。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 學力劣等で成業の見込がないと認められる者

學校が廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において、學校簿を保管しなければならない。

施行規則第七章 幼稚園

幼稚園の設置基準

第七十四條 「幼稚園の設置基準は別に之を定める」之は學教育法第三條「學校を設置しようとする者は學校の種類に應じ監督廳の定める設備編制その他に關する設置基準に従いこれを設置しなければならない」を承けたもので、學校を設置する時は國立、官立とはいわなくなつた（公立私立の如何を問わず、學校の種類に應じて監督廳（之は法第一百六條の規定によつて當分の間文部大臣である）の定める基準に従つて行わなければならぬ。學校教育法第一百六條の趣旨によれば將來時勢の進展に應じて此の學校設置基準及び保育要領の制定権は將來ある時期に下級監督廳に委任せられることを豫想しているのである。それで文部省では既に大學高等學校に關しては、夫々の設置基準委員會を設けて之が制定も遅くないのである。又小學校特殊學校幼稚園についても續いて制定の豫定である。尤も之等の設置基準制定以前であつても、從前の規定によつて存置する學校（學校教育法第九十七條第九十八條及び同施行規則第九十條、第九十一條参照）は、其の趣旨が教育基本法の定める趣旨の範圍内で學校を設置變更經營することができるのである。要するに學校設置基準ができるのに学校を設置してはならないということではない。

教諭一人の保育する幼兒數

保育日數及び時數

第七十六條 「保育日數及び保育時數は保育要領により園長が之を定める」本年二月上旬以來半年に亘り文部省に於ては司令部の民間情報教育部の協力を得て、國立、公立、私立の幼稚園保育所及び關係官廳、民間の知識經驗者等十數名の

つて園長教諭及その他必要な職員であるから本條文中の教諭は幼兒の保育を擔任する教諭助教諭図記講師等凡ての幼稚園職員の總稱であり、組編制をする場合は、擔任職員の力量幼稚園の設備規模幼兒の保育的環境等を考へて幼兒數を定めるべき趣旨である。小學校中學校の一學級の兒童生徒數五十人以下を原則として、之以上の學級編制をする時は特別の例外措置として取扱うこととしているのに反して、幼稚園では此の特別措置を定めていないのも、幼稚保育の特質を考慮した結果に外ならない。殊に幼稚園の教育が小學校教育の基礎であり、初めて社會生活に仲間入りをする獨立した人間幼兒の教育であることには鑑みて當然のことであろう。併せて、幼兒を常に定つた組とかグループの形に編制して置くことは、たゞ幼兒の或程度共通の條件を基礎としても、幼兒教育の本質上妥當なものであるか否かに就ては新教育の行き方から見て尙多くの研究を要するものではなかろうか。

實際保育の現場に携わる者に取つて興味ある課題である。

第七十五條 「教諭一人の保育する幼兒數は約四十人以下とする」幼稚園の教員の種類については第八十一條の規定によ

りて園長教諭及その他必要な職員であるから本條文中の教諭は幼兒の保育を擔任する教諭助教諭図記講師等凡ての幼稚園職員の總稱であり、組編制をする場合は、擔任職員の力量幼

方々に依頼して保育要領作成中であつた。殆んど完成の域に達し近く出版する豫定であるが、此の幼稚園保育所等の運営指針とも云うべき「保育要領」の基準に従つて、園長は自己の教育方針を最大限に發揮するよう、民主的幼稚園經營を創らなければならぬのである。

次に新しい学校制度に於ては學校の種類に應じて設置基準や種々の學習指導要領が生れることになつた、經緯を附け加えて、其の運営を誤らないよう特に希望する次第である。徹底的に法規を簡易化し、教育の民主的地方分権を目指した結果、從來の教授要目や教授細目等の省令や訓令を定めることは一切省略することとなつたのであるが、法と施行規則だけで、學校教育の完遂を圖るためには、少くも最小限度のスタンダードをヒントして地方廳や學校長園長の行政的教育的活動研究の範圍を充分發展せしめる趣旨であるから、之等の基準や學習指導要領（何れも省令案の如き法的措置で公布することはないと思料される）を、唯一の金科玉條とのみ心得ることは如何であるか。當局としては之等設置基準及び指導要領の爲には教育及び保育が、中央集權的に統制劃一化することを最も怖れてゐるのである。

第七十七條「第二十五條、第二十六條、第四十四條及び第四十六條から第五十條までの規定は幼稚園に之を準用する」
幼稚園に準用される之等の條文は凡て小學校關係の條文であるが以下その各々について解説を試み其の當然準用されるべき趣旨を研究して見たいと思う。

保育要領

第二十五條「小學校の教科課程、教科内容及び其の取扱いに付ては學習指導要領の基準による」
小學校中學校の學習指導要領は一般論の外に各教科目別に出來ていて教科内容取扱方等を解説してあるが、幼稚園でも從來の保育項目それ自身及びそういう分離した分け方の可否等も種々研究の餘地があるので、結局項目別に保育要領を作成することを止め、小學校の教科課程、教科内容、その取扱等に準ずる幼稚園のそれ等に關する事項は、凡て一冊の保育要領によるべきことがそ

特殊児

第二十六條「兒童が身體の状況によつて履修することのできない教科は之を課さないことができる」
此の條文は教育の民主化、教權の自主性から見て校長及び教員が當然規定を俟たずして措置できる事項ではあるが、或特定の兒童で、先天的又は後天的に特定機能を失つたものがある場合、偶々特別の養護學級等の編成も不可能である理由の下に、一般兒童と同一學級で同じ取扱いをなすことは、兒童の人格を考慮しない取扱いであることを注意したに過ぎない條文である。以上の立法趣旨より推定すれば更に年少の幼兒を取り扱う幼稚園に於ても、當然準用せられる條文であることは明かとなるであろう。

保育年度

あるものと考えられる。

第四十四條「小學校の學年は四月一日に始り翌年三月卅一

休日

月

自に終る、小學校の學期は地方長官が定める」此の學年とは

一、一月一日及び國の定める祭日、祝日、

二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他に於て地方長官が

定めた日

休業日の取扱いは教育本來の觀點に加えて、昨今労働組合の發展、團體協約等の問題とも關聯して特別の考慮を要する問題である。

休業日の元旦及祝祭日に關しては終戰後政府で別途の閣令（？）で定めた筈であるが、夏季、冬季、農繁期休業日に關しては監督廳たる都道府縣知事が地方自治運営の妙味を發揮して夫々規定すべきものである。組合と知事又は文部大臣との協約に在る休業日とは、生徒兒童が正規の學級授業を中心とするの觀念を原則とするものであり、一般官吏の中でも特別貴重な使命を有する教育者たるものはその尊い職場は寸時も忽せにしてはならない。教育といふ事實は動物や死んだ物體を取扱うものではなく、絶えず成長發展の途上にある幼兒の人格完成を目指す聖職であることに深く思いをいたす時、吾々は一層その使命の重大性を感じするものである。

特定の保育所的段階に止まるべき時代でない社會情勢等に鑑みて、本條文の取扱いに付ては園長の腕を振る餘地が大いに

保育時刻

第四十六條「授業終始の時刻は校長が之を定める」本條文も小學校の條文であるが家庭殊に母と一體となつて幼兒の育成に當る幼稚園の保育時間、及びその終始の時間は、園長が最もその土地に相應しい決め方をすべく、更に近年保育所託児所との提携が益々重要問題となりつつある現状、及び幼稚園は最早や特權階級や一部富有家庭の子弟のみを對象とする

非常の場合

第四十八條「非常事態其の他急迫の事情あるときは校長は隨時授業を行わないことができる。此の場合に於ては此の旨を地方長官に報告しなければならない」非常災害の発生した場合、貴重な幼児の生命を扱つてゐる校長園長が臨機應變の措置を講すべきことは教育者としての重要な責務の一つでなければならない。斯る場合、不慮の災害を最小限に防止するためには、幼児に對する事業の訓練も大切であるが職員自身の落付いた態度も幼児には非常に強く反映するものであり、眞の教育者としての人格の暗示なる教育作用は、斯る例外的な場合に最も鋭敏に働くものであることを忘れてはならない。又斯る場合の措置に付ては規定を俟つ迄もなく、時期を失せず、その原因状況結果臨應處置慎久措置等詳細に亘つて、府縣知事に報告し關係者の不安を最小限度に止めるよう教育事業の完遂に努めなければならない。

教員の進退

第四十九條「公立小學校助教諭の進退及び懲戒處分に關する規定は地方長官が之を定める」これも公立幼稚園に準用される一條文であるので之は法第八十一條「幼稚園には園長及び教諭を置かなければならぬ」。

幼稚園には前項の外必要な職員を置くことができる。園長は園務を掌り所屬職員を監督する。

「教諭は幼兒の保育を掌る」に照して之をみると、公立幼稚園とも當然養護教諭助教諭講師嘱託及び事務職員を置く

ことが出来る建前であり、又之を置くことが必要である。之等を置いた場合、本官以外の職員の進退及懲戒を知事に規定させぬ規定である。

諸給與

第五十條「公立小學校の助教諭の進退は地方長官が之を定める。前項の助教諭の俸給旅費其の他の諸給與並びに其の支給方法は地方長官がこれを定める」が公立幼稚園に準用されるので前項の解説で當然判るように公立幼稚園で本官たる職員以外の職員を採用せる場合、之等の俸給等及び其の支給方法は府縣知事が地方の財政事情に照して官吏の俸給及び支給方法に準じて適宜定めるべき趣旨であるが、教育保育に從事する職員たる身分及び地位を考慮して妥當な財政措置を講すべきことけ當然である。（つづく）

母語 (5) 倉橋 橋物語

○四月入園されたお子さんは幼稚園にすつかり馴れてからまし。た。幼稚園へ馴れるといふ事は、馴れた。という普通の言葉のように幼稚園のものになつて來たというのとはちがいます。幼稚園のものになるといふことは、先生方にはとても始末のよいことも知れないが、それは生きた人間の子供らしくもなことがあります。

○幼兒は幼稚園のものになつたのでなく幼稚園を我ものにして呉れなくてはなりません。『先生、ブランコにのつてよろしいですか。』『ジャングルで遊んでよろしいですか。』と、一々先生におことわりし、伺いを立てている間は、まだ幼稚園を我ものにしているのではありません。

○朝、お子さんが幼稚園へきたら、その時から幼稚園は我ものであります。家にいても、幼稚園が我もので、夢の中でも幼稚園で遊んでくるお子さんがありましたが、鬼に角、朝眼をさますともう幼稚園のことで、ブランコにのろう、昨日の繞きのお砂場はどうしたろうと、我ものにしていられるのです。

○お母さんは、お子さんを幼稚園へ送つてこられ、いつまでも廊下にいらしつて、『保育が始まつたら歸りましょう』と、それを待つていらっしゃいます。ところが、お子さんの方はいらつしやるとすぐ、砂場が幼稚園、部屋が幼稚園であり、銘々戸棚の引出しは自分のものですから勝手にあけてよし、ブランコへも、シンブルへも自由に乗つてよし、すべてをついてみると、幼稚園を我ものに出来ません。』といいたいのかも知れません。それでは、お子さんにとって、眞の幸福ではありません。

○朝、お子さんが幼稚園は九時からはじまるといふ事は、九時にならぬと保育が始まらないというのではありません。幼稚園はお子さんのいらしつた時からはじまつてゐるのであります。但、そういうとお子さんは明け方早くからやつてきたり、又は泊めてくれと/orしれませんが、大體の受付が九時ですという意味であります。其の前にいらつしやれば、その時からもう幼稚園、まして九時から何

十分たつて保育が始まるのではなく、すぐ始まつているのです。劇場の開場時刻とあります。幼稚園はお子さんのものですから、来ればすぐ自分の世界として、したいことをする。これを假に自由といいます。自由といよりあたりまえのことあります。幼稚園時代から自分で自分の生活を見出すことの出来ぬお子さんは将来どうなるでしょう。随分つまらない

ことでしょう。又、意氣地ないことであります。○自分の生活を自分で一杯に楽しんでいます。そこへ先生が計畫を立ててゆくのです。先生が計畫を立ててゆくのでなくして、先生の計畫をお子さんのかし人々が我ものと思つて自由に行動していく、間違ひが起らぬともわかりません。百人もの子が自己中心にしてい

幼稚園教員認定講習會に就て

編集部

新學制に基いて、從來の教員免許狀は皆「假免許狀」となつた。幼稚園保母免許狀もそうである。正規の教員(保母といふない)免許狀授與に関する規定は將來定められる筈であるがその時の資格授與條件として、この認定講習會の修了が有效になる。從つて、從來の幼稚園保母免許狀を有している人は、認定講習會を受けて置くことが、正規の免許狀を受けた時に都合がいい譯である。

認定講習會は文部省直接か、(1)都道府縣、(2)教員養成の目的を以て設置した官立學校、(以下略)等が開催するもので、會期は一〇日間以上とし、講習課目も、(一)一般的課程(新憲法、教育基本法、學校教育法、同法施行規則、一〇時間以上。及び新教育原理、五時間以上)、專門的課程(保育領二〇時間以上)、教職的課程、教育心理學(一〇時間以上、實

地研究、參觀實習協議(一〇時間以上)總計六五時間以上と定められている。出席の調査をして、全授業時數の四分の三以上出席したものに、修了證書が授けられる。右のような譯であるから、どこでなく機会のあつた時認定講習を受けておかれるこれを、おすゝめする。但し、その主催が文部省か都道府縣知事の認可を受けたものであることを認めないと、效力がない。又、從來、幼稚園保母免許狀を有していない人がこの認定講習會だけで、新たに免許狀を受けることは出來ない。

從來の免許狀が假免許狀となるのは、小學校、中學校、養護教員すべて同じ取扱いであつて、その人々のための認定講習會は、今年から全國に亘つて多く行わることゝ思つ。幼稚園教員のために今夏、東京女子高等師範學校主催のものが七月二十日から行わたのもその一つで、受講資格該當の人々は、この他、東京のみでなく各地方で行われるのを注意していられることが必要であらう。

ては、ついに亂雑な事になりますから、そこへ先生が計畫を立ててゆくのです。その計畫のなかでは、「私」の幼稚園になります。自分の生生活へあてはめてゆくのです。一人で生活へあてはめてゆくのです。しかし人々が我ものと思つて自由に行き、一緒にしてゆくのです。一人で生活だけなく皆とする生活の樂さを味わせたいと、先生方は苦心するのです。

講座

學校教育法における幼稚園 (二)

——講習筆記——

倉橋惣三

前號

一 新しくなつた幼稚園
——先ず教育基本法から——

(一) 序説
(二) 教育基本法——第一條(教育の目的)
(三) 教育基本法——第二條(教育の方針)

(四) 教育基本法——第三條以下
二 學校教育法における幼稚園の目的(上)

(一) 序説
(二) 幼稚園の目的
(い) 幼児を保育して
(ろ) 保育と教育

二、學校教育法における幼稚園の目的(5)

(は) 心身の發達の助長

以上「幼稚園は幼児を保育し」と云う事について述べて來たが、「これをセンチメンタルに云うと」「幼児を愛し」と云つてもいいわけである。この項はすみからすみまで通じている事だが、「幼児を保育し」でちよつと切れ下、「適當な環境を

與えその心身の發達を助長する事を目的とする。」とあり、保育を通してはするが、保育それ丈ではなく、教育的方面を示していく。そして「目的とす」と云ふ言葉に近いのが當面の目的である。即ち「心身の發達を助長する」のが幼稚園の目的である。こここのところを、充分理解するために前の幼稚園令の書き方と比較してみよう。前のと今度のとは目的の本質

に於てそう違ひぬがそのあらわし方や主點の置きどころでは大ぞう違つてゐる。

幼稚園令第一條では、「幼稚園ハ幼兒ヲ保育シソノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補ウヲ以て目的トス」となつてゐる。勿論どこが悪いということはない。教育の効果としては寧ろこの方がくわしい。けれども「せしめ」と「助長する」とは文法に於て違う。私自身の経験では、前の幼稚園令第一條を講義する時には「せしめ」の説明に苦心したのである。どうも「せしめ」が強くきっと幼稚園教育の本質が變つて來るのである。そこで私はいつでも「せしめ」と云ふ他動的な言葉が使つてあるけれども、發達するものは幼兒自身で發達するのだから、つまり自ら發達するものを發達せしめるのだと、解釋して來た。しかしこれでは垢脱けない。「自ら發達するものだから」と云う言葉は餘りにかくれてゐる。それをこじつけて解釋してみると云われても仕方がない。今度には「せしめ」ともいはず、すつきりと謙遜に、「助長」と云つてゐるのである。心身の發達が目的に違ひないが幼稚園に來なくとも心身は發達する。「この頃のやうに反物のない時代、身體が伸びて貰つては困る」などと、特別に心身発達を阻害するのない限り、幼兒の心身はぐん／＼發達するのである。畑の麦は、ひとりでにスク／＼と伸びる。若し農夫が「發達しろよ／＼」と云えば、麦はげらげら笑うであらう「私は自分でびてるのだよ」と同じに、なんとあの子が日に／＼發達することよ。幼稚園は

その發達を助長するのである。助長と特にいつてゐるところが強い。次に幼稚園令の「善良なる性情」ということと、それはその通りであるけれども、その「善良に」と云うのが、時として、しつつくなる。子どもの「善良」を、成人の「善良」と同じにしたりしてもならぬ。いつも私はこう思う。すべて大人のことにもう言葉と子供のことにもう言葉とは違うものである。大人は一號活字、子供は六號活字ともいおうか。大小だけの差ではないが、とにかく子供として善良な性情と成人の善良なる性情とは違う。たとえば幼兒が可愛らしく、それをつく時は、大人がうそをついたのと全く同じに考えることは出来まい。

つまり、「せしめ」、「健全」、「善良」、「涵養」、が悪いのでも間違いでもないが、あつさりと「發達」と「助長」になつてゐるのである。これは幼稚園教育の教育的本質を擧げていいる譯である。但し念の爲いつておくが「助長」だから放任や傍観でないことは勿論である。古い教育が餘りごと／＼と干涉したりしたのに對し何もしない方がいい、その方が却つて幼兒はスポイルされずすむかも知れないといつた考えで傍観主義、放任主義といいうのが出たのであるが、幼稚園に來させた以上、何もしないのも亦決して本當でない。そこで助長の字が餘計のことをいねないで強く書いてゐるのである。幼兒の自らの發達を高く信頼している人も「助長なら私共にでも出来る」と云うであろう。そもそも「教育」と云うことは、その心としてばアクティヴな物である。しかし相手によつて

パツシヴァになるのである。いわば「パツシヴァアクティーヴ」である。受身的アクティーヴである。われの言葉で云えは「助けする」である。幼稚園教育のむつかしさもここのことにある。こんなにアクティーヴなものを、こんなにもパツシーヴに表現しなければならないのである。あらわに子供に働きかけていないでしかも働きかけているのである。放任でもない。無干渉でもない。例えていえば名所案内人が我々を連れて行く時、「あそこをどちらなさい。」ほらここにもいゝものがある。「いへでしよう」とたてつづけにやられたのでは、我々は折角いゝ景色でもうんざりしてしまう。今度又ゆつくり一人で來ようと思つたりする。その又逆に案内人でありながら、何の説明もしようとはせずにプラ～ついて来て途中で客が歸らうと云えば、云うまゝに歸つてしまふのも役に立たぬ。これでは何の甲斐もない。最もよい案内人は、熱心に我々を行くべきところへ連れて行つてくれ。だまつて見せてくれる。そして「まだ残つてゐるから明日まいりましょう」と云い、次の日には、少し進んだ見せ方をしてくれる。このような熱心なる静けさ、助長といふ言葉のこゝろもちにはそんなところがある。道を散歩していると「御ひつじよに／＼」と云う人がいる。中には「結構です」と云うのもかまわすどうしてもつれついでやらなければ氣がすまない」と云う人があるが、これは獨りで歩きたいものには有難迷惑である。親切の押し賣りである。英國人はよく云う、"May I help you," よ。このヘルプが助長である。毎日子供に

「ヘルプしていいですか」と聞く必要はないが、發達を助長するには、あまり手出しをしてはならぬ。口で助長しようか。手で助長しようか。それは口でもなく手でもなく、環境によるのである。

(二) 環境による教育

これまでも環境教育といふことは多く云われていたが、これにはよき環境を以てと云う道徳的内容效果の響がついていた。此處のはそれと少し違うのである。悪い環境であつてならぬことはいうまでもないが、ここには「適當な」としてある。どんなのが適當なるかは此處では示してしない、児童のために適當なこと、後にいう保育目標を達する名の適當である。

私は先に「保育上の工夫がなければならぬ」と云つたがその工夫を少くとも此處では環境と云う事においているのである。環境を以て助長し得るのであり、それが幼児教育の使命なら、その幼稚園が、眞に児童を助長し得る環境であるかどうか問題となる譯である。

環境には色々あり、「子供」は子供たちの最もよき環境である。「先生」も亦よき環境である。しかし一方自ら助長に役立つ「設備」「施設」を持たずして平氣でいるわけには行かない。社會に對し、個々の家庭に對し、御子さんをおよこなさい。その心身の發達を助長しましょと云うからは、恐らく先生、幼児達の外に、心身發達に適當なる施設・設備が

なくてはならぬ。家庭ではよき家族的性情が環境となり心身を發達せしめる。しかし社會的存 在使命を持つ幼稚園はもう一つ進んだ環境の場である事が必要である。しかし又逆に施設が全體であると思うのは誤りである。特に今日の日本では、適當なりと認められる「物」を施設する事が難かしい。そこで實際にはその方面の最小限度を、人間的の最大限に於て補おうとする事になる。しかし人間的環境にはまた心配が出て来る、物的の物は出過ぎない。ブランコ・砂場は沈黙して出しやばる事なく、しかも幼兒の方で働き掛ければ大きな助長力を發揮する。それに比して人間的環境は「環境」の

域を越えて行かぬでもない。物的には不完全なものを補おう補おうとして、先生のあんまり心にもなきアクティヴが勝つて「助長」の域でなくなる事がある。

とにかく今度のは環境も「適當」というあつさりした言葉止めそのはたらきを「助長」とめたところに、淡白なよさがある。それと共に、我々は無理に押して出して行くのではなく、それで以て人間教育の目的を實現し日本再建に必ず役立たねばならなくなつた。あつさりした味の中にあら本當の強い味を見つける難かしさと研究が要求されているのである。

三、學校教育法における幼稚園の保育目標（上）

（一）序　　説

幼稚園の目的的の説明を一應簡略ながら終つた。此の先の研究は二つに分れると思う。第一はその目的を幼兒生活に即し

て、保育の實際で、達成してゆかなければならぬ「目標」であり、第二は、そのための方法である。目標なしに目的で行くとばーとひろがつてしまつてはつきりしない。從來の幼稚園令では目的だけあつて目標が示してなかつたので、その時その時が手近にはつきりしなかつた點もある。たゞし目標が立つた文で目的は達されるものではない。こゝに目的の達成に努めるところの「方法」が出てくる。その「方法」は又

原理と實際とに分れる。ところでこの方法は學校教育法の中に記していす、やがて出る『保育指針』の中に示されることになつてゐる。方法は生きているものであるから法律ではきめられないところもある。

さて、幼稚園に於ける五つの目標を、はつきりした別々のものに區切るべきでもないが、それ／＼は違つたことでもある。この五つに分けたわけは、五つの方向があり、便宜上分けたのみならず、次のように考えられる。保育には内容的に大事な事が必ず五つある。けれども内容的に大事な事は必ずしも五つには止まらない。保育はその子の爲に望む事多いのであるから、今此處で皆さんに大事な事を募集すれば色々と

あらう。けれどもそれよりも少し意味があるのである。澤山の目標があるけれども、それは幼児教育の本來性から將來の幼児が教育されて来る基本的なものでなければならぬ。「強欲は無慾に似たり。」と云うが、幼稚園の先生があまりに教育的慾張りであると、實は何の教育的效果の上らぬ事にならないとも限らない。教育の距離遠近を無視してたゞ並べたのでは無茶苦茶になる。例えば畫を描く場合、見える物は皆描くとすると、目前の物が却つて消えてしまう。本當の畫家はその畫のエフェクトの爲、遠近を守り、しまいの方は目にみえていてもぼかすものである。教育と云うことにも距離があり、小學校、中學校、高等學校、大學で達せられることを近距離に引寄せ過ぎると「強欲は無慾に似たり」となる。即ちこゝに示されてあるのは、澤山の教育目標を横に並べてピックアップしたのでなく、それを教育的遠近に並べて手近な目標なしには、その向うは成立しない大切な五つを選んだのである。この五つは實に他愛ない物かも知れないが、しかし幼児教育と云う近距離教育で達成しなければならず、又達成出来るとされていところの、のつびきならぬぎり／＼である。從つて實現の遠近について選んだのだから、それがなくては先へ行けぬものである。例えば品川から汽車に乗る場合、品川、横濱、と通つて京都・大阪へ行く。その品川をとんで、直接に京都・大阪には行けない様な物である。それも、大急行や飛行機などとにかく、教育は飛ぶ事を許さない。この五つを選んだ事に意味を擱んで貰いたいと思う。

そこで五つの目標を大ざつぱにいえば第一は所謂健康の問題第二社會性、第三社會生活、第四文化に關する方面、第五創作活動表現活動の問題である。

ところで皆さんはこれを見て、何處に道德があるのだろうと考えるだらうと思う。そもそも教育は道德性のことである。幼児教育である限り道德性を本質とする。殊に幼稚園令の「善良ナル性情ヲ涵養シ」はいかにも道德的であつた。幼兒であるから善良と云つても大した事でないとしても「善良」とは道德上の言葉である。性格と云わず、性情と云つた所に遠近法は考へていたにしても「グット」は道德上の言葉である。しかるに此處には全々道德的な言葉はないのである。それにお心づきになつたらば裏返してそれが問題になるわけである。これは道徳的な事が要らぬと云うのではない。勿論教育はモラルでなければならないのだが、道徳と云う事は、よほど高尚な複雑な人間が反省した場合に起る深いことである。保育では、強いてそこを持出さず、幼児のあるがまゝの姿に於て教育するのである。餘り道徳規準によつて價値づけて行くのは、幼児にはきつすぎ可哀そうである。よく幼稚園の入口に、その幼稚園の方針として掲げてあるのをみるとある。例えば「正直なる事」がそれである。幼児に於ける正直は、われ／＼倫理學に於ける様な道徳性を持つつているものだらうか。嚴密な倫理學の正直を考えるから、これに違う者はバッドとする。しかし幼児が嘘をつけた時は、バッドであろうか。むしろ嘘をつく所に幼児らしさが出ている場合すら

ある。幼児の性情の細やかさが取れて正直ならしめなかつたのかも知れない。こゝで大人の考えていもグッドを持出すのは難かしい。家庭的教育にしても餘り厳しい家庭が、しばしば幼児を誤らす事がある。これには二つの方向があると思う。一つは方法的厳しさであり、一つはその親があまりに倫理的・道徳的であつて、無邪氣な幼児を見ているその見方要求に於て厳しい場合である。そのため無邪氣なまゝの生活が、却つてゆがめられて來たりする。つまり私のまゝの生活は教育に於て善を重んじないのではない。この子が小学校・中学校・高等學校・大學を出て道徳の者がなければ失敗である。けれども幼児教育ではそこまで行かなくてよいと思つてゐる。我々はグッド・バッドをらくらくと使う癖があるが、これは實に厳しい言葉である。此處ではむしろ「ウェル」「いいね」と云つた道徳性でないふんわりとしたよさが入つてしまるのである。以上五つの全體的見方を云つたのであるが、次いで各論に入り此處に現われてゐる事についてのべよう。

(一) 幼稚園の保育目標の一

第一、健康安全で、幸福な生活の爲に必要な、日常生活の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖る。」

第一項ではまず「健康・安全・幸福な」生活が主題になり、「それに必要な日常生活の習慣」及び、それと共に「身體諸機能の調和的發達」と、それ／＼が問題となるわけであ

る。さて此の一項全部で述べてゐる事は、たゞ子供を健康な者にしようとうことを目的として示しているだけではないのである。健康、安全で幸福な生活を得るために必要な二つのことを目標として擧げてゐるのである。先ずその一つとは「日常生活の習慣」である。健康な生活の爲に必要な日常生活の習慣とはどうしたことであろうか。

(ii) 健康の爲の日常生活の習慣

(一) その一つは「生活の規則正しさ」と云う事であろう。すべて規則正しい事が規則正しくない事よりいふことはわかつてゐる。道徳的倫理的意味で、その望ましいことは勿論である。しかしこゝでいつてゐるのは、それよりも「安全、健康で幸福な生活」の爲に、規則正しい日常性も考えねばならぬ。何でもきちんと守ると云う様なのではない。それは頭の禿げた義理堅い小父さんのする事である。それでは幼児はたまらない。私の云うのは、そういう「一般的のことよりも睡眠、食事・排泄の規則正しさと共に、働く事、休む事の關係の規則正しさを」いうのである。これは道德規律などの高尚な方面からみると大した事でないかも知れない。うんこがきまつて出たくなる、これは消化の作用によるものである。又「家の子は七時になると眠くなる。朝は五時になると目を覺す。」といつたことも、早起の道徳ではなく、何時間たつと睡眠が足りると云う習慣的規則正しさである。食事にしても、何時になるとお腹が空くといふのである。何時になるとお腹が空

くのが善良なる子供と云うわけでもない。殊にこんな事は、我々大人では大した事ではない。しかしこれが出来ぬと健康にならない。又健康だからこうなる。原因とも結果ともなるが、幼児の幸福な生活には大切なことである。今までは、或是、食事など不規則であつたかもしれない。戦争中などは特に空襲のないうちに早く食べててしまおうなどしたかも知れない。それに伴つて排泄も不規則になる。私はかつてイギリスの非常に科学的に行届いた保育所で、乳児の排泄がよく習慣づけられているのを見たことがある。幼児と云う生理的生体にはこれが大切であると共に、うまくすればきちんといふことである。この點でわが國の保育に大いに反省せられ改良せらるべき餘地がある。今までのわが國の乳幼児の育て方はあまりに道徳教育的である爲に、こんな事はつまらない事であるとされていた。幼稚園としても便所や食事の場所のことが餘りにも考へられていない。保育室・遊戯室等諸設備をした後で、思い出したように便所・食堂などをくつつけるのが從来の考え方であるまい。畫をよく描かせ、歌をよく歌わせ、善良なる性情を涵養しても、これらの保育がだらしなければ、幼稚園の保育は完全といえないと。

次に休みと働きとの規則正しさも大切な問題である。規則正しい生活と云うと、キチ／＼としている事で、自由さを尊重するという面と衝突する様な氣もするが、若し規則正しい生活が出来れば、その生活はなだらかなリズムにのつて来るであろう。ピアノも一音づゝは離れているが、規則正しく進

行する時は、全體がメロディヤスになり、リズムが出来る。リズム的なものを圓満な偏りなき生活という。圓満とは生活以外では球の様であるが、生活として動いている圓満とは、働きと休みとの偏りのないことである。氣分的と云うか、氣まぐれと云うか、働きに偏するのも、休みに偏するのも圓満な生活ではない。幼稚園では幼児の偏食を問題とする。醫者は、「食物の持つ均等なる栄養がそれなし」と云う衛生・科學的方面で考へる。しかしその前に生活が偏つていると云う生活・科學の上から先ず考へねばならない。偏つて食べたから道徳的なバッドと云うわけではないが、まんべんなく食べる事が生活的圓満である。それと同様歌ばかり歌つては、それによつて出来る歌描いていても偏食的生活である。同じ畫ばかり描いているというに至つては、せまい興味しか持てぬ偏食者である。即ち、作業の上に於ける偏りは、それによつて出来る教育效果が變えられるのみならず、その子の生活そのものをホールサム（圓満）ならしめない。但し特別の時には偏よれる天才を重んずることもある。又は偏れる者をそのまま放置するほかない異常児教育もある。しかし我々の考へる幼児教育はそんな高い或は低い者でなく、普通の幼児教育である。

(二) 以上「規則正しい正活」とそれからおこつた「偏らぬ生活」について述べたが、次に「健康な生活」に必要なことは清潔の習慣である。清潔とは不潔でないことといえれば簡単だが、私の云うのは健康ある生活習慣に必要な清潔でいえば淡白とか、あつさりしていふとか、餘り濃厚でな

いと云う意味である。あまり清潔を重んじすぎると潔癖になつて偏れるものとなつてしまふ。私の爪には別に美しい色を塗つてないが、ぬつてない方があつさりしてゐる。顔に白粉をつけないと云うのは餘計な物をつけない事である、浮浪孤兒は、ごみ、垢、よごれがついている方が愉快なのである。これは健康なるものではない。ところで、大人が白粉をつけるつけないは趣味次第であるが、幼児の健康のためにはしつくない、濃厚でないのがいいのである。食物にしても、あつさりした生の物、あまり味のついた物でないのがいい。お年寄りは別であるが、大人も健康な者は生食を好んだりする。支那の書の中に「岩に枕し水を飲んで、樂しみ此の中にあり」と云うことがある。仙人が霞を喰うというのもあつさりした物を喰つている事であろう。この意味で幼児の生活は愛情に於て潔白にする方がいい。嘗てアメリカでシンプルライフ(簡素生活)と云うことがはやつたことがある。これは現代の文明、生活が餘りにも人爲的に、ごてごと不健全になつた爲、反動的に始まつたことで、日本にも一時はやつた言葉である。そのシンプルライフの一つともいはか、室内よりも外の方が望ましいとせられる。飾つた部屋も楽しい。しかし何の飾りもない、日光と空氣だけの中を愛する生活習慣はシンプルライフである。その反対に日光を避ける傾向、空氣を嫌う傾向、特別にしつらえた部屋の中だけが好きな子供は健康な幼児ではないのである。これは又薄着の習慣とも結びついて考えられる。薄着をし、日光と空氣に満ちた生活は科學

的にいゝのみならず、精神的に明るい生活である。疲れた者はあまりに明るさに耐えず、風通しよさに耐えないことがある。

(三) 次に大切なのは活動の習慣である。いつの場合でも、不精は幼児に禁物である。普通に不精は勤勉の反対と考えられ道徳的に悪いことどされるが生活的不健全である。いずれにしても「健康なる生活習慣」ではない。

(ろ) 安全のための日常生活習慣

次に「安全」という言葉が出て来る。安全を含む生活習慣の中から四つの點を擧げてみよう。

(一) 安全には色々の意味があるが、その一つは「生存に屬する安全性」である。自然界の生物を見ると、行きあたりばつたり喰つてゐる様であるが決して彼等は毒物を喰わない。我々は科學的に注意して喰べるがしばり毒物をたべる。放牧の馬は決して毒草をたべない。それのみならず體を悪くするとそれを癒す薬草をたべると云う。こうした自然界の生物が生命の安全の爲にもつ本能の例は澤山あらう。私は小さい子供もそういう本能は持つてゐると思う。非常にお腹がすけば、うんと喰う。しかし一應のリズムがあれば大した事にはならぬのである。我々は變つた物を喰つて見たいと云うので、いかものを食つて死にそうになるが幼児はそうでない。私に二才になる孫がいる。新規な食物にあうとなか／＼警戒する。前に食べた事のないものは、大丈夫だと云つてもなか

／＼口にしようとしない。異常食物に對するこの様な安全性は幼児生活に於て意味の深いことと思う。

(二) 次は行動の動きに於ての安全性である。自分の行動が危いかどうかについては子供には本能的な直感がある。ジャングルジムに於て子供が落ちる事は少い。うつちやつておいても子供はあまり怪我をしない。適當に自己を守る。それなのに、本來あるべき行動上の安全性がなくなつて、怪我をすることがあるのは、その靜かな安全性が妨げられた時、例えば、人に先だつてあれを取りたいと云う様なそゝつかしさ等によるのである。そゝつかしい、せつかち、あわて、それはその場合寧ろ一種の眞實だが、その不健全な要素によつて安全性が妨げられるのである。縁側の端にいる子に急に「危いよ」と、云うと却て落ちる。云われた時、自然に起つた安全性以外の心が起るからである。吊橋を渡る時、怖いねと思ひ出すと落ちる。即ち行動上の安全性は人間に本來あるもので、「子供は神様が守つているから怪我しないよ」というのもそれであらう。つまり雑念が湧くと怪我をするのだから、その雑念を抑制するような教育をする必要がある。

序に、一般的問題であるが、今日の現代都市は幼児に不自然なものである。その中に暮す幼児には不自然に對する安全性の習慣が與えられなければならない。アメリカの幼児に對するセイフティファースト(安全第一)の訓練は、たとえば踏切での「右と左とをよく見て横断せよ」など、よく行き届いた習慣がされている。

もう一つ母げたいことは、非常に腹が立つという所謂「かんしやくもむ」の性格が怒りの中に自分をなくすることと又非常に悲しみに沈む「メランコリー」の性格が悲しみの中に自分をなくすることである。むこうみずの怪我は大てい慾つてゐる時であり、うつかりの怪我は大てい悲しんでゐる時である。安全な生活習慣の爲には、こうした激情の習慣を正しくする必要がある。

(は) 幸福な生活

さて終りに、此の第一項でいう「幸福」な生活とは、どういう意味であろうか。我々が普通考えている「幸福」は、一口に云つてみれば何かなみ大いでないことで、何か特別のことがないと幸福でない様な氣がする。「幸福を與えよ」と云うのもそれで、金が幸福にし成功が幸福にし、何か外の物が幸福の原因になつてゐるのである。しかし此處で云う幸福はそうではない。英語で幸福をハッピーと云う。しかし此處で云う幸福はウェルビーイングに相當する。幼児をあるがままの生活に置こうとする我々には、ハッピーの幸福はしつつこそぎる。ところでウェルビーイングはグッドとは違うのである。道徳的ひゞきは含まれていない。あるがまゝの姿である。むしろ自分を幸福にする物があるかどうかでなく、自分が如何にウエルの状態にあるかと云う事である。重荷を下ろして休んだ時、らく／＼としたウェルビーイングがある。ハイハイを求め／＼求めぬいたあげくハイハイをかなぐりまでて

何もない所に却つてウエルビーライングを見出す事もある。こんな意味に於て謂わばのびくと「～氣持」のしている生活である。特別に嬉しいとか、特別に昂奮する事でもない。朝規則正しい睡眠の後ヘッドの中にたゞ目を覚ました時の氣持である。イギリスの名畫に眠り足りて目をさまし、床に起きた子供を描いた畫があるが、實ていに因をしている。ウエルビーライングの目である。大人はいざしらず、少くとも幼児にはこの様な生活習慣を養う必要がある。子供の中にはいつもバツドテンバー（不機嫌）な子がいる。寝起きが悪い等もそれであるが、それらの子に對する從來の考は淺薄であつた。又この子はえらいから「大ていの事では喜ばない。」など云うのも、機嫌よくにこゝへしてるのは淺薄な事である。心もちが含まれている。大人は不機嫌ならざるを得ない理由もある。しかし幼児の不機嫌なのは、本來的にウエルビーライングの生活習慣を缺いてゐるのである。昔の人か之れを虫のせいにするのも面白い。

（に）先生による安全性

最も大切なことが、もう一つある。即ち人のこうした機嫌に影響するのは健康安全の問題であるが、安全性の中でも、人に信頼を感ずることは人生の安全性の第一である。幼稚園で幼児にそうした意味での信頼の安全感を與える第一人は先生である。どういうハッピーを與えるかは解らないが何ともいえぬウエルビーライングを感じさせるのである。或子は幼稚

園に來て、又昨日の様に叱られはしないかと思う。先生に於て安全感をもち得ないのである。先生に叱られながらもその膝にもたれる安全性がなければならない。先生とは何ぞや。何よりも先ず信頼の中心である。空襲下に於いてさえ、幼児が先生の手を握つてにこりとしたのは安全性がそこに起つてゐるからである。幼稚園へ來るあては教えて下さる先生でなく、安全感を與えて下さる先生である。そこに人間への信頼につけての喜びのウエルビーライングの癖をつけられるのである。

さて以上すべてをくるめて「習慣を養い」としてある。倫理的哲學的言葉は使つてない。習慣に外ならぬのである。習慣とは環境の中に養われる。即ち環境の中に健康、安全とウエルビーライングがみちていなくてはならない。習慣であるから、出來上つたところでたかゞ習慣であつて、幼児が特別偉くなつたわけではない。又習慣であるから必ずしも完成するものでもない。習慣がつけられるといふ所に意味があるのである。偉い先生の傍にいれば、ひとりでに感化を受け人間を完成するでもあろうが、こちらが感化するのではない。あなたの習慣にするだけである。そして、此の「だけである」と云う所に幼児教育の分限があるのである。

（ほ）身體諸機能の調和的發達

次の「身體諸機能の調和的發達」は以上とは句讀點で別々のことになつてゐる。これが單に「身體諸機能の發達」でない。

事は十分に注意される。身體の發達なら目的として七十七條に上つてゐるので、調和的といふところに問題があるのである。幼稚園教育が助長であると云つてもその子の特質をそんなに越えることはあるまい。そこで我々が助長するのはその調和を按配して行くのである。第一に身長・體重の調和がそれである。何歳の子にはと云う平均が出てゐる。それが偏らぬ様にするのである。調和は單なる美觀をなすのではなく、健康的であるかどうかに關していく。都會の子が細いと云うのも調和に缺けてゐるのである。第一に調和的發達に於て大きい筋肉の發達と小さい筋肉の發達とが調和するかどうかが大切の問題である。指先活動は小さい筋肉の發達である。從來幼稚園は小筋肉を發達させるという事に偏りがあつた。それが大筋肉への傾向を持つて來たのである。積木のあの小さい物から、かゝえ持つ大きなもの、恩物から建設機構に移つた事は今では珍しくない。しかし大筋肉を忘れていることがまだ／＼ないでもない。子供の畫が指先で描かれる時ファンガードローリングと云う。此の頃の大版紙に毛筆や刷毛で描く畫は大筋肉畫である。しかも指の扱いと調和している所がいいのである。又耳だけではなく體できくというのが、今日の音樂である。子供は小さい聽覺より體で聽くのである。體で聽くから體でおどるのである。更に又感覺の調和という事も大切である。感覺は受身として働く時は部分であるが、生活としては全體的である。耳だけできく事は出來ない。目を注いで身をのり出してきるのであつて、活動としては一つ／＼

が別の物ではない。感覺を一應一つ／＼に分けてみたとしては、目・耳・觸覺・嗅覺・味覺が調和に締結する事が望ましい。春の野に出て若し目丈が美しい花を見、耳だけが鳥のさえずりを聞くのだつたらどうであろう。これは實に感覺の一つかが分離しているのである。全體的生活としては調和していないものである。人間のタイプによつて色によつて味わうのは聳家であり、音によつて味わうのは音樂家であるが、それらを偏らず摑むと云う所に、我々普通人のウェルビーニングがあるのである。

最後にウェルビーニングといふ、調和といふ實に、愉快な事である。それらを失う時にどんなに不愉快である。幼兒教育は、そんな不愉快な筈のものでは断じてないのである。ところで、この目標第一は、特に體育といふ扱いではなく、どこまでも、心身を一つにしてゐる。それは、身體を離れた心なく、心を離れた身體はないからであるが、幼兒の發達として、殊に、それを別々にしてはならないのである。日常の習慣にしても、心身一時のことである。身體諸機能といつても、その點の調和は心を伴うてのことである。教育の程度が、高くなると、方法的に心身を分けて對象とするに至ることもある。しかし、幼兒教育において、假りにも、そうしたことを考へてはならない。『健康』の點の意味として最も悲しむべき不自然である。

會から

○毎年恒
例として
夏期に開
催してき

た本會主催の保育講習會は、本年は東京女子高等師範學校主催の幼稚園教員認定講習會が七

月開かれるため、取扱やめとしましたが、いつもと同じく、同附屬幼稚園を會場とし、萬事幼稚園で事務をとりますので、集まられました。方の氣分は、認定などいうむつかしい意味を離れて例年通りのなごやかさと親しみを楽しんでいたいと、本會一同希望っています。

三巻に分けて新装、「幼稚園お話集」の名で近くフレーベル館から出版されることになりました。此の種の保育資料の乏しい今日、廣くお役に立ち得ることと思ひます。既に印刷にかゝっています。詳細はいずれ同館から廣告される管です。

○お暑さの季節になります。諸友の方々の御健康を祈ります。

幼兒の教育編集

編集主幹 倉 橋 惣 三

協力委員 牛 島 義 友

及 川 ふ み

齋 藤 文 雄

多 田 鐵 雄

(五十音順)

編集部員 丸 山 長 治

日本幼稚園協會

○本會編纂の『幼稚園談話集』は、版を重ね
つゝ暫く絶版、讀者の要求に應じかねていま
したが、今度訂正の上四十餘の新篇を増補、

幼兒の教育 第四十六卷 第六號

定價 金 五 圓 也

昭和二十二年八月十五日印刷納本
昭和二十二年八月二十日發行

東京都千代田區神田神保町二ノ四
印刷所 明和印刷株式會社

發行者 介 橋 惣 三
藏

東京都千代田區神田神保町三ノ二九
印刷所 東京都文京區大塚町三十五

發行所 東京都千代田區神田神保町二ノ四
日本幼稚園協會

發賣所 株式会社 フレーベル館

電話九段(33)三九七番
振替東京一九六四〇番

凡て本會編纂について注文申込その他
はフレーベル館宛に願います

及川ふみ先生畫

又 リ エ

B6 判全二册

卷一、年少用

卷二、年長用

定價各金七圓
送料各一圓二十錢

本帳は東京女子高等師範學校附屬幼稚園の立案にて全國幼稚園、保育所に採用せられ頗る好評、表紙極彩色頗る美麗、本文十六枚綴

じゆう画帳

A5 判全一冊

定價金三圓五十錢
郵稅金一圓二十錢

出席力ード

十二枚一組

定價金拾圓

各幼稚園の爲に特製した二つ折の美しい四色刷のカード

一ヶ月一枚宛、十二枚一箇年分、裏面には幼稚園と家庭との通信欄を設く

月 謝 袋

B 七 判
五十枚一組

一組定價金廿五圓
送料一圓二十錢

出 席 簿

B 五 判
五十枚一組

一組定價金五拾圓
送料一圓二十錢

巾六寸縦八寸五分にて兩面刷です一枚に園児四十名分を記入することが出来ます

手技用 折 紙

定價五十枚一組金七圓

赤・青・黄・緑・紫
各色五十枚
送料金一圓二十錢

立體的手技の初めで、兒童自身工夫想像の餘地は少く、最初は全く模倣作業で稍困難ですが、慣るゝにつれて喜んで之をいたします。可成正確に折らせる處に諸種の教育的價值があります。

日本幼稚園協会編

幼稚園お話集

B六判全三冊

各冊 二百頁内外

上・中・下 卷

定價各金三十五圓

送料 各金三圓

いつでもですが、わけても此の頃、幼児の心は、いいお話を食っています。幼児のためのいいお話とは、聽くに樂しく、ほどのよい甘さもあって、柔い心の味覺をよろこばせ、消化し易く、純な心の栄養となることあります。そうゆう好評で初版以來廣く行われ、その後暫く絶版になつていた、日本幼稚園協会編の『幼稚園談話集』に、除くべきものは除き、新しく四十餘篇を加え、全體に亘つて厳密な校訂が行われ、三冊に分装せられたのが、此のお話集であります。幼いお子さん方の必須の心の糧として、幼稚園、保育所及び家庭の、久しき御待望に應じ得ますことは、幼児保育界におつとめすることを使命とする、本フレーベル館の大きな喜びであります。

發行所

東京都千代田區神田
神保町二丁目四番地

株式會社

フレーベル館

振替口座東京
一九六四〇番